

宮崎市備蓄品管理等業務委託仕様書

1 目的

宮崎市が保有する備蓄品及び資機材等を保管している備蓄倉庫を巡回し、備蓄品の配備状況を確認（賞味期限等調査を含む。）するとともに、市内各所に配備している稼働型資機材の動作試験を行い、不具合のある資機材を明確にすることで、非常時に備蓄品を有効かつ円滑に使用できる状態に保つことを目的とする。

2 履行場所

【別紙1】のとおり

3 履行期間

契約締結日から～令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1) 備蓄倉庫の巡回点検

全備蓄倉庫を巡回し、以下とおり点検を実施する。

- ア 倉庫内の備蓄状態を、写真を撮影し記録する。
- イ 備蓄品の配備が乱れている場合、その箇所について手直しを行う。
- ウ 食料品等については、賞味期限の近いものを前面に出すこととし、賞味期限が切れているものがある場合には記録を行い、発注者へ報告する。
- エ 備蓄倉庫の点検を行う際に、倉庫内の簡易な清掃を行う。

(2) 稼働型資機材（発電機）の動作確認

燃料等を供給して稼働する下記の資機材について稼働テストを行い、所定の性能が発揮できることを確認する。また、不具合が認められた場合は、その状況や不具合箇所等を記録し、書面等での状況報告を行う。なお、テストのために必要な燃料・潤滑油などは受注者が用意することとし、テスト後は油抜きや清掃等を行い、受注者の負担で適正に処分すること。

点検資機材	
① ガスパワー発電機（47台）	三菱：MGC901GB
	ホンダ：EU9iGB
	新ダイワ：IEG900BG-M
② ガソリン発電機（53台）	ホンダ：EU24i

※資機材の配置場所等の詳細については【別紙1】のとおり。

※動作確認については、【別紙2】のとおり適切に作業を行うこと。

(3) 備蓄品の回収

発注者が指定する備蓄倉庫から、発注者が指定する備蓄品を回収する。回収した備蓄品は、発注者が指定する備蓄倉庫に集積する。回収時期については、発注者と調整すること。

5 成果物

(1) 状況報告書

不稼働資機材、汚破損物品及び倉庫の破損など災害時の使用に影響があるものについて、書面等での状況報告を行う。

(2) 写真台帳

全備蓄倉庫の備蓄品配備状況が確認できる写真を撮影し、台帳を作成のうえ、DVD等にて納品する。

6 その他

- (1) 備蓄倉庫の巡回点検及び動作確認日等については、あらかじめ危機管理課と協議したうえで決定し、事前に日程表を提出すること。
- (2) 作業員については、適正な人数を配置すること。
- (3) 作業においては、原則平日9時から17時までの時間帯に行うこと。
- (4) 作業に要する資材・車両・梱包材量等は、全て受注者が負担すること。
- (5) 各施設への入退出時には、本業務の実施者であることを施設管理者に申し出ること。また、備蓄品の納品場所については、各施設の職員の指示に従うこと。
- (6) やむを得ない事情により作業が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに危機管理課へ連絡し、指示を受けること。また、必要に応じて、各施設への連絡を行い、業務に支障のないよう配慮すること。
- (7) このほか疑義の生じた事項及びこの仕様に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者で協議のうえ決定するものとする。